

福岡産業保健総合支援センターの 両立支援事業について



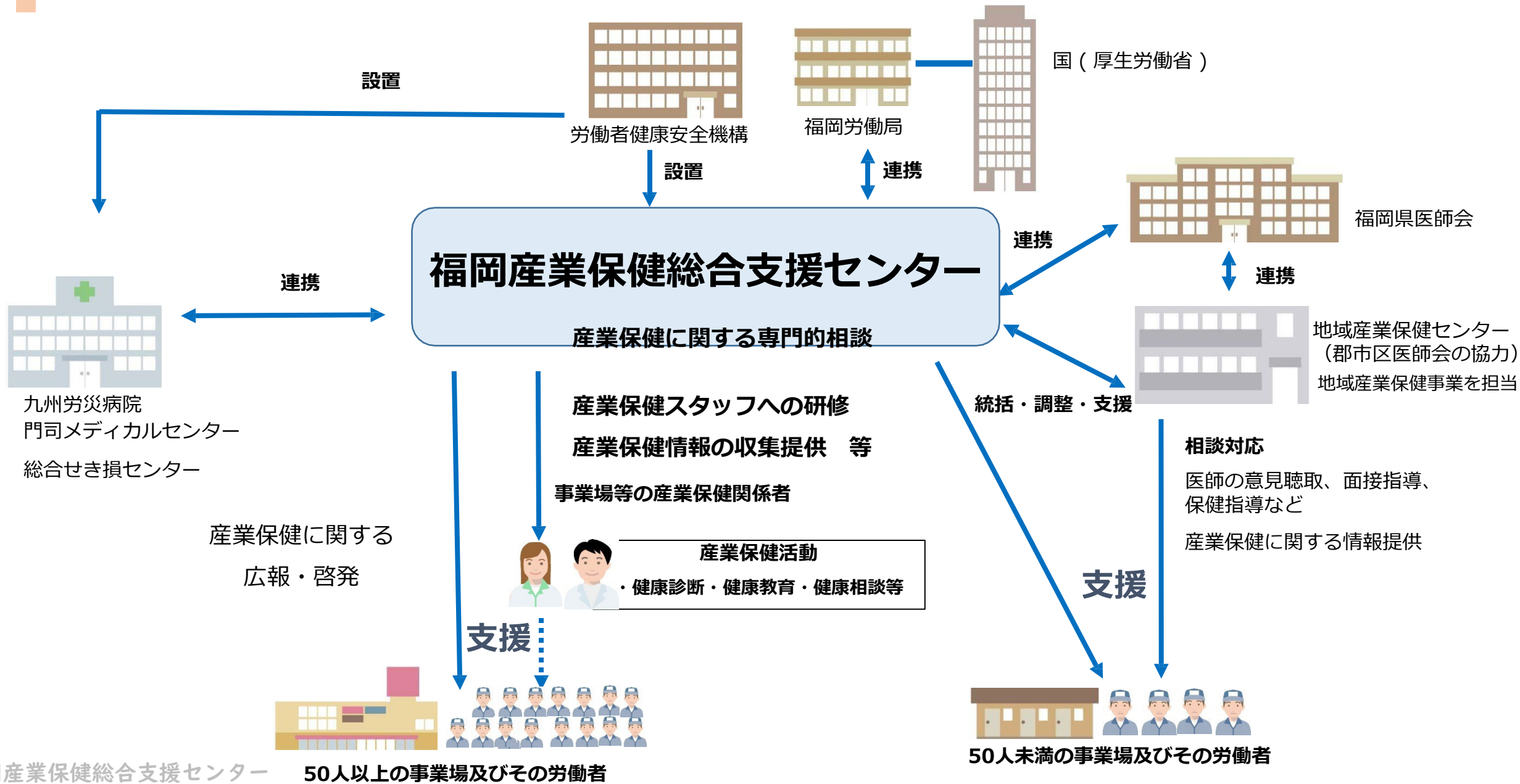
独立行政法人労働者健康安全機構

福岡産業保健総合支援センター

産業保健専門職（保健師） 市川 富美子



産業保健総合支援センターとは



福岡産業保健総合支援センター

所在地・連絡先

〒812-0016

福岡市博多区博多駅南2丁目9-30

福岡県メディカルセンタービル1階

TEL 092-414-5264

FAX 092-414-5239



福岡産業保健総合支援センターの事業



独立行政法人 労働者健康安全機構
福岡産業保健総合支援センター

お問い合わせ English

TEL. 092-414-5264

【利用時間】 平日 午前8時30分～午後5時15分

産業保健相談

労働衛生管理研修会
事例検討会

福岡産業保健総合支援センター

労働者の方々が健康で安心して働ける職場づくりを支援します

情報提供・広報啓発

調査研究

ホーム

支援センターについて

相談のご案内

研修のご案内

図書・機材のご案内

調査研究

申込用紙一覧

地域窓口の運営

メンタルヘルス対策支援

産業保健情報

地域産業保健センター
(地域窓口)

治療と仕事の両立支援

メンタルヘルス対策支援

治療と仕事の両立支援

産業保健相談事業

- 事業場の抱えている産業保健の様々な問題について経験豊富な各分野の専門スタッフが具体的な解決方法を助言
- 相談は、窓口、または電話、Eメール、WEB等で実施

産業医学

健康診断後の就業上の措置、
長時間労働者の面接指導、職場巡視の方法

労働衛生工学

職場の有害要因のリスク評価
作業環境の改善方法

メンタルヘルス

職場のメンタルヘルス対策の進め方
職場復帰の進め方

法令

労働安全衛生法、労働基準法等の適用、解釈

カウンセリング

職場におけるカウンセリングの進め方

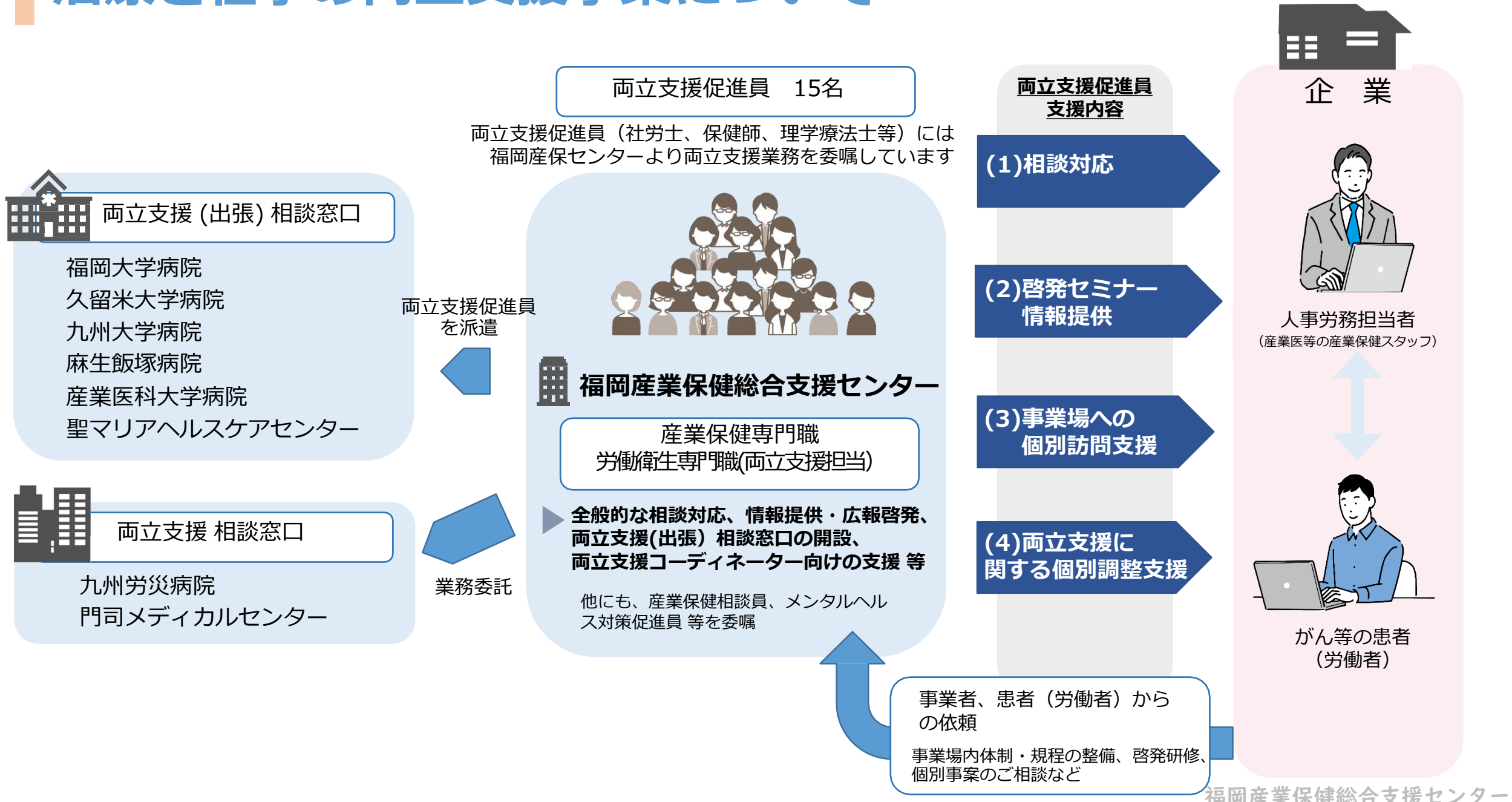
保健指導

勤務形態等に配慮した生活指導の方法

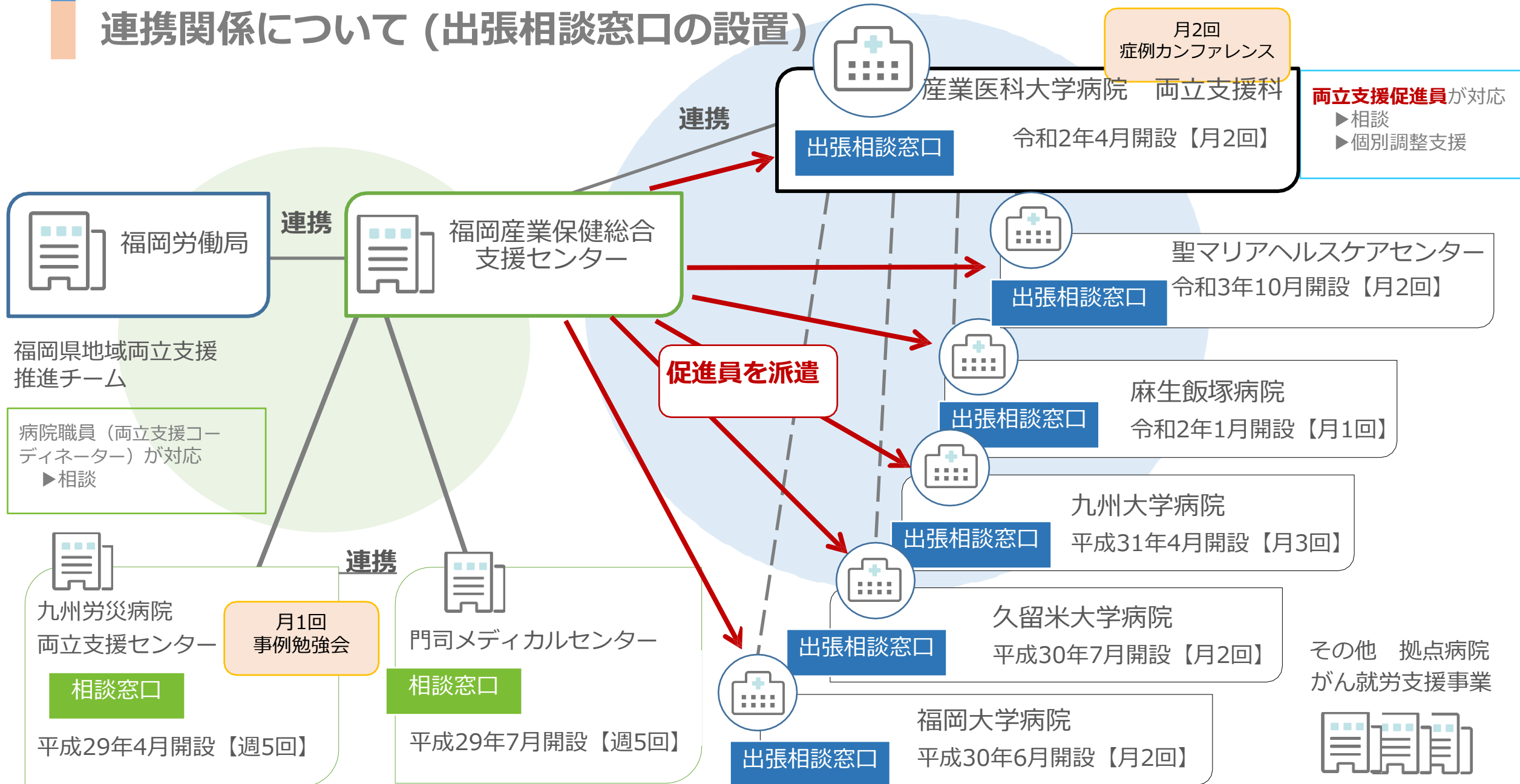


産業医、保健師、社会保険労務士、理学療法士、産業カウンセラーなどが対応します

治療と仕事の両立支援事業について



両立支援にかかる当センターと医療機関との連携関係について (出張相談窓口の設置)



促進員を派遣

連携

連携

連携

出張相談窓口

令和2年4月開設【月2回】

聖マリアヘルスケアセンター

出張相談窓口

令和3年10月開設【月2回】

麻生飯塚病院

出張相談窓口

令和2年1月開設【月1回】

九州大学病院

出張相談窓口

平成31年4月開設【月3回】

久留米大学病院

出張相談窓口

平成30年7月開設【月2回】

福岡大学病院

出張相談窓口

平成30年6月開設【月2回】

相談窓口

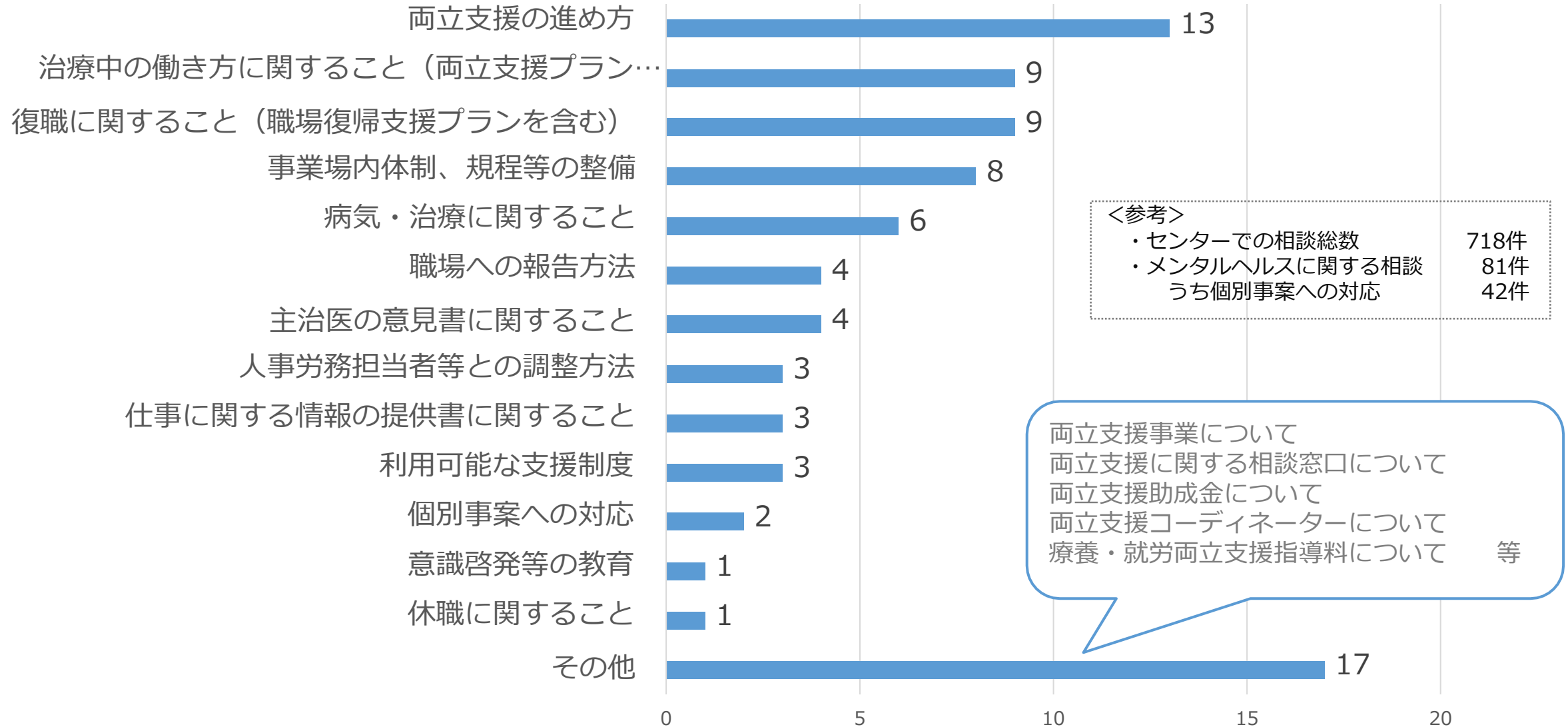
平成29年4月開設【週5回】

相談窓口

平成29年7月開設【週5回】

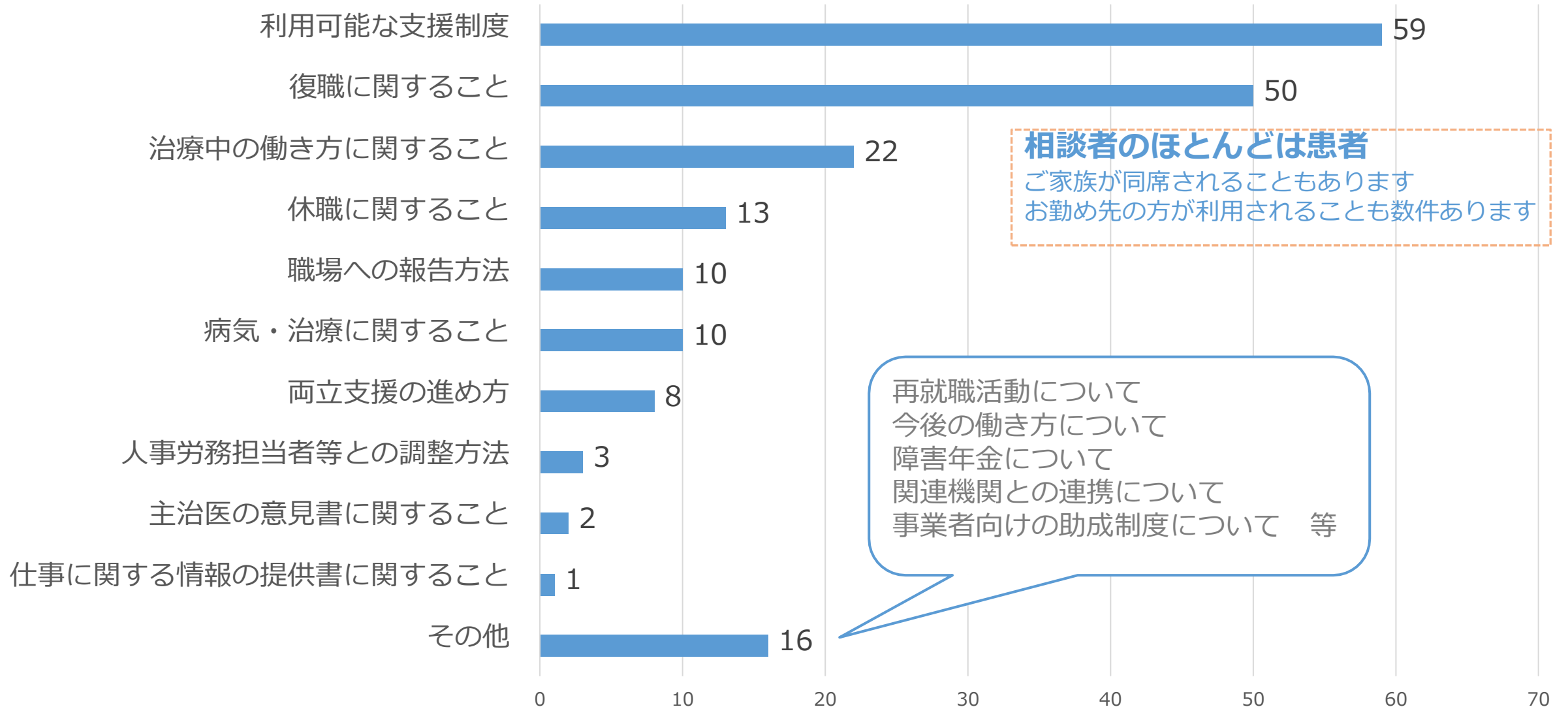
令和3年度 両立支援相談内容（83件）

※実数49件



令和3年度 両立支援(出張) 相談内容 (194件)

※実数122件



治療と仕事の両立支援とは

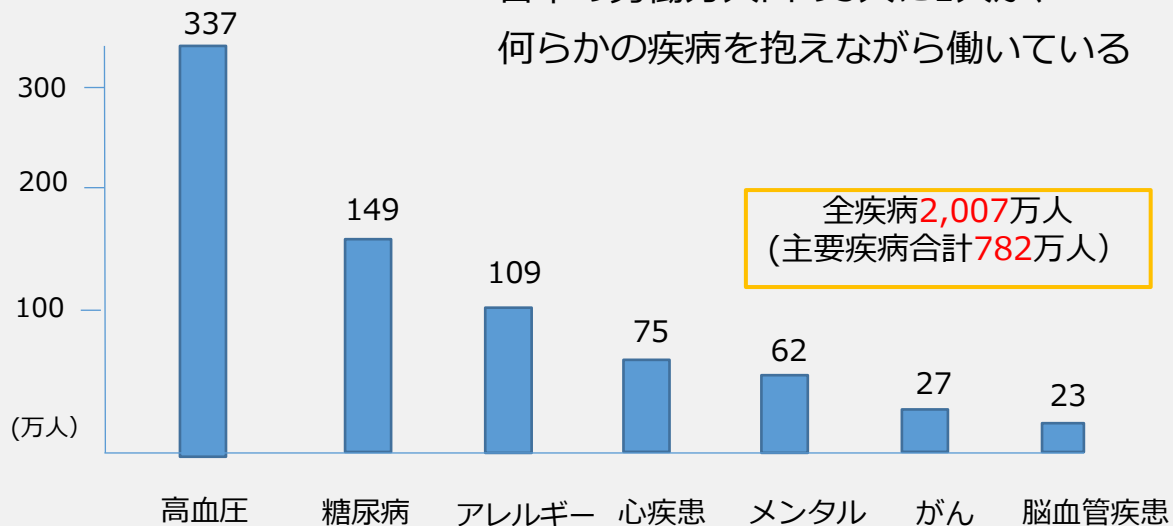
病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、

- ▶ 仕事を理由として治療機会を逃すことなく、
- ▶ また、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、
- ▶ 適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組み



罹患しながら働く人数（主な疾病）

日本の労働力人口の3人に1人が、
何らかの疾病を抱えながら働いている



出典 厚生労働省平成25年度国民生活基礎調査

患者にとって、
仕事は生きがい
でもある

がんなどの病気を抱
えながらも**働き続け
たい**人は**92.5%**。

治療技術の進歩
・
仕事をしながら
治療を続けるこ
とが可能時代

仕事を持ちながら**がん
で通院している人**の数は
現在推計**32.5万人**。

事業者にとっても
取り組む意義が
大きい

働く世代の高齢化・病気は
増える傾向。働きやすい環
境をつくり人材の確保も企
業の課題。

両立支援を行うに当たっての留意事項



▶ 安全と健康の確保

就労によって疾病の増悪・再発や労働災害（事故）が生じないように、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行うことが就業の前提。

▶ 労働者本人の申出

私傷病であることから、労働者本人から支援を求める申出がなされたことを端緒に取り組むことが基本。

▶ 個別事例の特性に応じた配慮

症状や治療方法などは個人ごとに大きく異なるため、個人ごとに取るべき対応やその時期等は異なり、個別事例の特性に応じた配慮が必要。

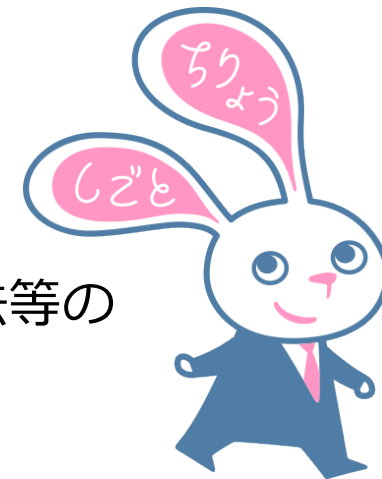
▶ 個人情報保護

両立支援を行うために必要な症状、治療の状況等の疾病に関する情報は、事業者が本人の同意なく取得してはならず、事業者が取得した健康情報については、取り扱う者の範囲や第三者への漏洩防止も含めた情報管理体制の整備が必要。

▶ 両立支援にかかわる関係者間の連携の重要性

労働者本人以外にも、事業場の関係者（事業者、人事労務担当者、上司・同僚、労働組合、産業保健スタッフ等）、医療機関の関係者（主治医、看護師、MSW）、地域の支援機関などが必要に応じて連携することが重要。

■ 両立支援を行うための環境整備



▶ 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知

衛生委員会等の調査審議を行い、事業者としての基本方針や具体的な対応方法等の事業場内ルールを作成、労働者に周知

▶ 研修等による両立支援に関する意識啓発

当事者やその同僚となりうる全ての労働者等に対して研修等を通じて意識啓発

相談窓口の明確化

▶ 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口及び情報の取扱い等を明確化

休暇・勤務制度の整備

短時間の治療が定期的に繰り返される場合等に対応できる休暇・勤務制度を検討・導入

▶ 【休暇制度】 時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇

【勤務制度】 短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤制度、試し出勤制度

企業と医療機関の連携による 治療と仕事の両立支援の進め方

ガイドラインに基づく両立支援の進め方



①労働者が事業者へ申し出

- ・労働者から主治医に対して、業務内容等を記載した書面を提供
- ・それを参考に主治医が、症状、就業の可否、作業転換等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した意見書を作成
- ・労働者が、主治医の意見書を事業者へ提出

②事業者等が産業医の意見を聴取

産業医がない場合は、主治医からの情報で判断

③事業者が就業上の措置等を決定・実施

- ・事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置（作業転換等）、治療への配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施
- ※「両立支援プラン」の作成が望ましい

「勤務情報提供書」のポイント

※事業場が作成

●作業内容や作業負荷など、労働者がどのような働き方をしているか
 ●繁忙期や、仕事の都合上どうしても対応しなければならない業務、出張等の有無、勤務時間が柔軟に調整できるか、休憩が柔軟に取れるか等を記載
 ⇒治療上の配慮（通院日や通院の時間帯の調整等）の検討に活用

●休暇等がとりやすい環境かどうか、どの程度柔軟に休暇が取れるか。
 ⇒治療上の配慮（治療計画や通院日や時間の調整等）の検討に活用

●事業者や労働者が悩んでいること、特に主治医に相談したいこと
 ⇒主治医意見書で特に意見を受けられるよう検討してもらう
 （もし避けるべき作業等がある場合、当該作業を制限することで、就業継続・職場復帰に当たっての要件等に照らして問題がないか確認し、主治医意見書の記載内容（就業上の措置や配慮事項）を労働者とも話し合っ

(主治医所属・氏名) 先生
 今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。
 どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	生年月日	年	月	日
住所				
職 種	※事務職、自動車の運転手、建設作業員など			
職務内容	(作業場所・作業内容)			
	<input type="checkbox"/> 体を使う作業(重作業) <input type="checkbox"/> 体を使う作業(軽作業) <input type="checkbox"/> 長時間立位 <input type="checkbox"/> 暑熱場所での作業 <input type="checkbox"/> 寒冷場所での作業 <input type="checkbox"/> 高所作業 <input type="checkbox"/> 車の運転 <input type="checkbox"/> 機械の運転・操作 <input type="checkbox"/> 対人業務 <input type="checkbox"/> 遠隔地出張(国内) <input type="checkbox"/> 海外出張 <input type="checkbox"/> 単身赴任			
勤務形態	<input type="checkbox"/> 常雇勤務 <input type="checkbox"/> 二交替勤務 <input type="checkbox"/> 三交替勤務 <input type="checkbox"/> その他()			
勤務時間	時 分 ~ 時 分 (休憩 時間、週 日間。) (時間外・休日労働の状況:) (国内・海外出張の状況:)			
通勤方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 公共交通機関(着座可能) <input type="checkbox"/> 公共交通機関(着座不可能)			
通勤時間	<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他() 通勤時間: ()分			
休業可能期間	年 月 日まで (日間) (給与支給 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し、傷病手当金 ●%)			
有給休暇日数	日 日間			
その他 特記事項	(この欄は任意で記入してください)			
利用可能な 制度	<input type="checkbox"/> 時間単位の年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇・病欠休暇 <input type="checkbox"/> 時差出勤制度 <input type="checkbox"/> 短時間勤務制度 <input type="checkbox"/> 在宅勤務(テレワーク) <input type="checkbox"/> 試し出勤制度 <input type="checkbox"/> その他()			
上記内容を確認しました。				
平成 年 月 日 (本人署名) _____				
平成 年 月 日 (会社名)				

「主治医意見書」のポイント

※医療機関が作成

- 見通しが立っている範囲の情報を記載
- 不確定な予定に関しては、いつ頃目途が立つか**について記載
- 勤務情報提供書の記載内容や労働者の意見等を踏まえ、通院日や通院時間等に関して配慮できる場合には、労働者と話し合った上で治療の予定に反映
⇒ 事業者にとって就業上の措置や配慮を検討したり、配慮内容を見直す時期の目安となる

- 労働者の体調悪化の防止や治療継続の観点から、事業者による就業継続の検討の可否について意見を記載（就業継続の可否の最終的な判断は、労働者の安全と健康確保の観点からあくまで事業者が行うものであり、その判断の参考とするため、主治医の意見を求めるものである）

- 勤務情報提供書等を通して事業者や労働者から相談のあった事項に対する意見を中心に記載**
- 職務上、必要となる作業・要件に対して制限が必要な場合には、その理由と制限が必要となる期間について併記すると、事業者も計画的に対応を検討しやすい**

- 職場において治療のために必要と考えられる配慮等について記載があると、労働者からの申し出があった際に事業者においてスムーズな対応がなされやすい

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
⇒ 事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

患者氏名	生年月日	年	月	日
住所				
病名	(通院や業務遂行に影響を及ぼし得る症状や薬の副作用等)			
現在の症状				
治療の予定	(入院治療・通院治療の必要性、今後のスケジュール(半年間、月1回の通院が必要、等))			
退院後/治療中の就業継続の可否	<input type="checkbox"/> 可 (職務の健康への悪影響は見込まれない) <input type="checkbox"/> 条件付きで可 (就業上の措置があれば可能) <input type="checkbox"/> 現時点で不可 (療養の継続が望ましい)			
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと(望ましい就業上の措置)	例：重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期の出張や海外出張は避ける など 注) 提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。			
その他配慮事項	例：通院時間を確保する、休憩場所を確保する など 注) 治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。			
上記の措置期間	年	月	日	～ 年 月 日
上記内容を確認しました。				
平成 年 月 日 (本人署名) _____				
上記のとおり、診断し、就業継続の可否等に関する意見を提出します。				
平成 年 月 日 (主治医署名) _____				
(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。				

「両立支援プラン」のポイント

※事業場が作成

- 主治医意見書等をもとに、就業上の措置や配慮事項に関連する情報に限定して記載
- 職場復帰支援プランの場合には、職場復帰日も明記

- 主治医意見書の内容をもとに、産業医等の意見を勘案しながら、**労働者本人と十分に話し合い**、就業上の措置や配慮事項、実施時期について検討し、記載
- 実施期間は、1週間から数か月、半年等、様々であることが想定されるため、労働者の状況等に応じて個別に適切な期間を設定

- 治療の経過に応じて、必要な就業上の措置や配慮事項が変わることから、**適時プランの見直しが必要**
- 主治医意見書を参考にしながら、プランの見直しの時期や方法について記載
- 就業上の措置や配慮の実施に当たり、上司や同僚等へ情報を開示する場合には、共有する情報の範囲や対象者等について記載することも想定される

- 作成した両立支援プラン / 職場復帰支援プランには署名欄を設け、労働者本人、事業者及び関係者（産業医、人事労務担当者、上司等）による話し合いの上作成されたものであることが分かるようにすることが望ましい

作成日： 年 月 日

従業員氏名	生年月日		性別
	年	月	日
所属	従業員番号		
治療・投薬等の状況、今後の予定	・入院による手術済み。 ・今後1か月間、平日5日間の通院治療が必要。 ・その後薬物療法による治療の予定。週1回の通院1か月、その後月1回の通院に移行予定。 ・治療期間を通し副作用として疲れやすさや免疫力の低下等の症状が予想される。 ※職場復帰支援プランの場合は、職場復帰日についても記載		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	(参考)治療等の予定
(記載例) 1か月目	10:00 ～ 15:00 (1時間休憩)	短時間勤務 毎日の通院配慮要 残業・深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	平日毎日通院・放射線治療 (症状：疲れやすさ、免疫力の低下等)
2か月目	10:00 ～ 17:00 (1時間休憩)	短時間勤務 通院日の時間単位の休暇取得に配慮 残業・深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	週1回通院・薬物療法 (症状：疲れやすさ、免疫力の低下等)
3か月目	9:00 ～ 17:30 (1時間休憩)	通常勤務に復帰 残業1日当たり1時間まで可 深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	月1回通院・薬物療法 (症状：疲れやすさ、免疫力の低下等)
業務内容	・治療期間中は負荷軽減のため作業転換を行い、製品の運搬・配達業務から部署内の業務に変更する。		
その他 就業上の配慮事項	・副作用により疲れやすくなることが見込まれるため、体調に応じて、適時休憩を認める。		
その他	・治療開始後は、2週間ごとに産業医・本人・総務担当で面談を行い、必要に応じてプランの見直しを行う。(面談予定日：●月●日●～●時) ・労働者においては、通院・服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、体調の変化に留意し、体調不良の訴えは上司に伝達のこと。 ・上司においては、本人からの訴えや労働者の体調等について気になる点があればすみやかに総務担当まで連絡のこと。		

労働者数50名未満の事業場（産業医不在）における両立支援

厚生労働省の両立支援ガイドラインに則った支援方法

ガイドラインに則った支援方法は**病気の軽重**で復職・配慮などの判断をしている

ガイドラインの両立支援



診断・治療
休職



復職準備



主治医から事業場へ
就業に関する意見



職場復帰・適正配置
業務の調整

病気の軽重で判断

労働者数50名未満の事業場（産業医不在）における両立支援

福岡産保センターの独自の支援方法

『職場への適応』を評価し、事業場に助言をしています


▶ 復職（就業配慮など）の助言が必要な場合の相談


主治医の意見をもとにセンタースタッフ（産業医経験者、保健師、理学・作業療法士、社労士等）が職場訪問（巡視、事業主や労働者へ面談等）を実施し助言

産業医が関わる両立支援


診断・治療
休職


復職準備


主治医から事業場へ
就業に関する意見


職場復帰・適正配置
業務の調整

実際の作業を見て助言

支援事例

事例1



30代 男性
ライン作業

事例2



40代 女性
調剤薬局の薬剤師

事例1

30代 男性 ライン作業

はさまれ事故で上肢を広範囲に骨折した例

業務

30代 男性
ライン作業（製造業）
連携先病院の主治医から産保センターへ
復職に関する情報入手の依頼があった。



運動機能に制限があり、
職場状況、業務内容、
就労可能な配置転換先等の調査を依頼。

事例1

30代 男性 ライン作業

事業場訪問

産保センターの産業医経験のある医師、理学療法士、保健師が会社訪問。

作業環境 ・ 運動機能評価

産業医・保健師で職場巡視
安全対策や作業を確認し、
理学療法士は本人の運動機能などを評価した。

本人及び家族、工場長と面談：本人の就労意思や復職支援体制を確認。
会社は**配置転換を予定**していた。

主治医との連携

産保センターの判断：理学的所見、本人の適正等から、
同一職場での復職が望ましいと助言。
家族の話から被災によるPTSDが疑われ、主治医に報告。臨床心理士による定期的な面接が開始された。



事例2

40代 女性 薬剤師

脳出血後の左片麻痺・高次脳機能障害の例

業務

40代 女性
調剤薬局の薬剤師、顧客対応あり



発症後1年半のリハビリ期間の後、
店舗業務に復職。
左片麻痺、軽度の高次脳機能障害があり、
窓口業務に支障あり、
他の従業員が交代でサポート。

事例2

40代 女性 薬剤師

本人と面談

本人より産保センターに相談があり、入院中に面談。職場復帰に向けて支援依頼があったため病院と連携をはかった。

事業場訪問
職場復帰

専門職（産業医経験のある医師、理学療法士、保健師）が会社を訪問して本人および上司と面談。

本人の作業能力、適性等を評価：補助器具を作成
* 就労意欲はあるが窓口業務の継続は困難と判断

再訪問

危機管理能力などがあると判断、店舗現場から管理業務（監査やマネジメント業務など）への配置転換を会社経営層に提案した。

適正配置
業務の調整

本社管理部門にマネジメント業務を行う部門が設立され、配置転換となった。



まとめ

支援を必要とする事業場、労働者に対して、多職種のスタッフが連携することで、解決の糸口につながった事例を紹介した。

当初、事業者側が抱いていた意図と違う結果になることもある・・・。

▼
事業者側の考えと本人、主治医の考えの違い

⇒ コミュニケーションが不足

お互いに歩み寄り、話し合うことがポイント。

そのツールとしてガイドラインのステップを利用することがお勧め。

1人の職種ではうまく支援しにくいことも

多職種のスタッフ間でお互いの専門性を発揮し、連携をとると効果的

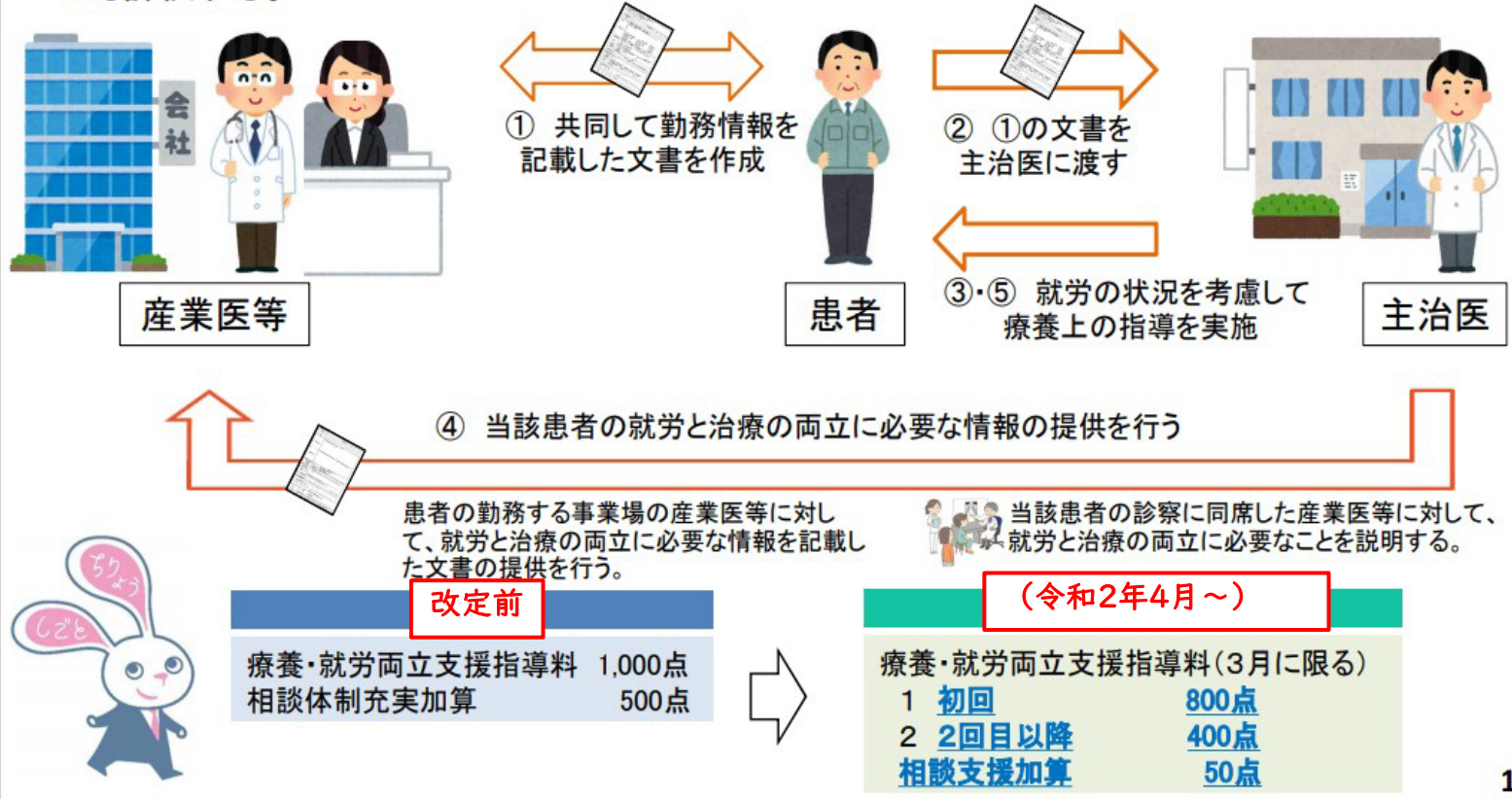


診療報酬（療養・就労両立支援指導料）について

令和2年度診療報酬改定 II-5 治療と仕事の両立に資する取組の推進 -①

治療と仕事の両立に向けた支援の充実①

- 療養・就労両立支援指導料について、企業から提供された勤務情報に基づき、患者に療養上必要な指導を実施するとともに、企業に対して診療情報を提供した場合について評価する。また、診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行った場合についても評価する。



令和4年度診療報酬改定

- 対象疾患
 - H30 悪性腫瘍のみ
 - R2 脳血管疾患、肝疾患、指定難病 追加
 - R4 心疾患、糖尿病、若年性認知症 追加
- 企業側の連携先
 - H30 産業医のみ
 - R2 保健師、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者 追加
 - R4 衛生推進者 追加
- 相談支援加算の対象職種
 - R2 看護師、社会福祉士
 - R4 精神保健福祉士、公認心理師 追加

お申し込みについて

ホームページにある申込書にてお申し込みください。
電話やメールによるご相談は随時受け付けています。

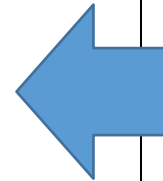
希望する支援内容 にチェックを入れ、希望する番号に○印を付けてください。

相談 (具体的に:)

個別訪問支援
 ＊担当者が事業場を訪問し、両立支援に関する制度の導入等についてアドバイスします。
 ① 管理監督者向け両立支援教育 (事業場の管理監督者や労働者等に対し、意識啓発を行うセミナー)
 2 事業場内体制の整備 3 事業場内規程等の整備
 4 事業場の勤務、休暇制度の整備 5 両立支援の進め方
 6 両立支援に係る情報提供
 7 その他 (具体的に:)

啓発セミナー
 ＊ガイドライン等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーです。

個別調整支援 (ご本人の同意が必要)
 ＊事業場と労働者 (患者) 間の、仕事と治療の両立についてアドバイスします。
 1 労働者 (患者) との治療に対する配慮の検討 2 両立支援の進め方
 3 両立支援プランの作成 4 職場復帰支援プランの作成
 5 主治医等への相談 6 就業上の措置についての検討
 7 その他 (具体的に:)



治療と仕事の両立支援申込書

令和 年 月 日

事業場名				
業種	事業内容	労働者数	人	
所在地	〒			
	TEL		FAX	
担当者	職名	氏名		
	E-mail	＊毎月、無料で最新の産業保健情報等を掲載したメールマガジンを配信しています。 上記アドレスに配信を希望されない場合は <input type="checkbox"/> に✓をお願いします。 <input type="checkbox"/> 希望しない		
訪問希望日	第一希望	令和 年 月 日 ()	第二希望	令和 年 月 日 ()
		午前 ・ 午後		午前 ・ 午後

希望する支援内容 にチェックを入れ、希望する番号に○印を付けてください。

相談 (具体的に:)

個別訪問支援
 ＊担当者が事業場を訪問し、両立支援に関する制度の導入等についてアドバイスします。
 1 管理監督者向け両立支援教育 (事業場の管理監督者や労働者等に対し、意識啓発を行うセミナー)
 2 事業場内体制の整備 3 事業場内規程等の整備
 4 事業場の勤務、休暇制度の整備 5 両立支援の進め方
 6 両立支援に係る情報提供
 7 その他 (具体的に:)

啓発セミナー
 ＊ガイドライン等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーです。

個別調整支援 (ご本人の同意が必要)
 ＊事業場と労働者 (患者) 間の、仕事と治療の両立についてアドバイスします。
 1 労働者 (患者) との治療に対する配慮の検討 2 両立支援の進め方
 3 両立支援プランの作成 4 職場復帰支援プランの作成
 5 主治医等への相談 6 就業上の措置についての検討
 7 その他 (具体的に:)

ご要望・ご質問があればお書きください。

【申込先】独立行政法人労働者健康安全機構 福岡産業保健総合支援センター
F A X : 092-414-5239

＊申込書受領後、当センターからご連絡いたします。
 ＊この用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

福岡産業保健総合支援センター

【TEL】 (092) 414-5264 【FAX】 (092) 414-5239

【Email】 sanpo40@fukuokas.johas.go.jp

ご相談について

福岡産業保健総合支援センターでは各専門分野の相談員がおります。
ご相談ができますので当センターをご活用下さい。

産業医学

両立支援

法令

メンタルヘルス

労働衛生工学

保健指導

福岡産業保健総合支援センター

〒812-0016

福岡市博多区博多駅南2-9-30

福岡県メディカルセンタービル1F

【TEL】 (092) 414-5264

【FAX】 (092) 414-5239

【Email】 sanpo40@fukuokas.johas.go.jp



産業医、保健師、社会保険労務士、理学療法士、産業カウンセラーなど